

兵 庫 県 住 宅 供 給 公 社  
女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

当会社では、非正規職員の女性の割合は44.8%（令和3年度）と高水準に達しているが、正規職員（県派遣職員を除く）については平成9年度を最後に事務職の定期採用を行わなかった影響もあり、女性の正規職員が7人（うち、管理・監督職は3人）と低い現状がある。

女性職員が活躍できる職場環境の整備を行うため、次の行動計画を策定する。

1 計画期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間

2 目標と取組内容、実施時期

**【目標1】管理・監督職に占める女性職員数3人を維持する**

令和3年度末時点で、管理・監督職に占める女性職員の割合は15%（20人中3人）となっているが、この3人の年齢構成が50代で、今後5年程度で退職するため、次の時代を担う女性管理職候補の育成と登用を図る必要がある

**【取組内容】**

- ・令和4年4月～ 毎年度、女性職員のキャリアアップ研修を実施する
- ・令和4年10月～ 女性職員の昇進等に関するヒアリングを人事異動の定期ヒアリングのほか、随時実施する

**【目標2】公社職員の誰もが働きやすい職場環境づくりに努める**

法律が改正され、事業主に対し、パワーハラスメントをはじめとする各種ハラスメントを防止するために雇用管理上講ずべき措置等について実施することが義務づけられており、公社においても男女ともに働きやすい職場にするため、ハラスメント防止対策を講じる必要がある。

**【取組内容】**

- ・令和4年4月～ 毎年度、ハラスメント防止研修を実施する